

参 考 资 料

山形県子育て基本条例（平成22年3月県条例第4号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 基本的施策（第12条—第19条）

附則

「子ども」は、いつの時代においても社会の宝であり、未来への希望である。本県の子どもが、健やかに心豊かに成長するとともに、県民誰もが安心して子どもを生み、育てることができることは、県民の願いである。

しかしながら、家族形態が多様化している中で、子育てに大変さを感じている県民も多いのが現状であり、特に共働き世帯が多い本県においては、仕事と家庭との両立が課題である。また、少子化も進行しており、県民生活の全般にわたり、将来に深刻な影響をもたらしかねない。

今、全力を挙げて取り組んでいかなければならないのは、こうした事態に対処するための少子化対策であり、「将来の山形」を担う子どもたちを安心して生み、育てる環境を整備することである。これは、本県にとって、人口減少の流れを変える未来への礎である。

幸い本県には、「もう一つの日本」と称されるように自然と人間との調和がとれ、多彩な地域文化、三世代同居や地域社会における連帯感をはじめとする互助の精神が引き継がれるなど、子育てにとって恵まれた環境がある。

これらの子育てに適した環境を生かして、行政、県民、家庭、事業者、保育所、幼稚園、学校、非営利活動団体、地域の団体等がそれぞれの役割分担の下に連携し、子育ての喜びや素晴らしさを共有しながら、総ぐるみで支援し、子育ての負担感の軽減を図っていくことが大切である。

そのためには、県民一人一人ができることから、子どもや子どもを生み、育てる家庭に対する応援活動を実践することが必要である。

人と人が「お互いさまの心」を大切に助け合う行動が積み重なって、やがて、山形らしい風土となって親から子へと受け継がれていく。これにより、自然と人間との調和を図りながら、多彩な地域文化を生かし、将来にわたって、本県に生まれ、育つすべての子どもが健やかに心豊かに成長するとともに、誰もが「子育てするなら山形県」と実感できる社会を実現することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子育て支援・少子化対策に関し、基本理念並びに県、県民、保護者及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者総ぐるみで子育て支援・少子化対策を推進し、もって県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「子育て支援・少子化対策」とは、子どもを生み、育てる者の負担の軽減その他の県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者の取組をいう。

(基本理念)

第3条 子育て支援・少子化対策は、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

- (1) 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (2) 父母その他の保護者が、子育てについて第一義的責任を有するものであること。
- (3) 県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携し、協力すること。
- (4) 結婚、出産及び子育てに関する個人の意思を尊重すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、子育て支援・少子化対策の推進に当たり、市町村と緊密に連携するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、子育て支援・少子化対策の重要性についての関心と理解を深め、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において、すべての世代の県民が互いに協力し、地域の特色ある資源を活用した子どもの自然体験、文化体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供等を通じて、子育て支援・少子化対策に取り組むよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条 父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、家庭が子どもを育てる基盤であることを認識し、子どもが社会の一員としての自覚と責任を持つよう、自らが模範となって、深い愛情と責任を持って育てるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を送ることができるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第8条 知事は、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、計画を策定するに当たっては、子育てするなら山形県推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(連携体制)

第9条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者と協力して推進するための連携体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第11条 県は、毎年度、子育て支援・少子化対策に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 基本的施策

(社会的気運の醸成)

第12条 県は、子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について県民の認識を深めるとともに、結婚及び子育ての支援に取り組む社会的気運の醸成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもを生み、育てる者の負担軽減)

第13条 県は、子どもを生み、育てる者の負担を軽減するため、子どもを生み、育てる者の交流の促進、保育サービスの整備その他の多様な需要に対応した子育ての支援が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(子ども及び子どもを生み、育てる者の健康増進)

第14条 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠及び出産に関する情報の提供及び相談の実施、母子保健医療体制の充実その他の子ども及び子どもを生み、育てる者の健康を増進するために必要な措置を講ずるものとする。

(仕事と子育てとの両立の支援)

第15条 県は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を送ることができるよう、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育サービスの体制の整備に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安心して生活を送ることができる環境の整備)

第16条 県は、子ども及び子どもを生み、育てる者が安心して生活を送ることができるよう、居住環境の整備に係る支援、道路の整備その他の子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した生活環境を整備するために必要な措置を講ずるものとする。

(若者が自立して家庭生活を送ることができる環境の整備)

第17条 県は、子どもを生み、育てる若者が自立して家庭生活を送ることができるよう、県内における就業機会の確保、地域において能力を発揮することができる環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民運動)

第18条 県は、子育て支援・少子化対策が、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者と総ぐるみとなった運動として行われるよう、これらの者の取組に対する支援、啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭の日)

第19条 県民の間に広く子育てにおいて家庭が果たす役割の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県民が家族のきずなを大切にするため、家庭の日を設ける。

2 家庭の日は、毎月第3日曜日とする。

3 県は、市町村その他子育ての支援に関する取組を行う者と連携し、家庭の日の趣旨について普及及び啓発に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年7月9日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

子育てするなら山形県推進協議会条例（平成25年7月県条例第4号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条に規定する合議制の機関並びに山形県子育て基本条例（平成22年3月県条例第4号）第8条第2項に規定する事項を処理するための附属機関として、子育てするなら山形県推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、法及び認定こども園法の規定によりその権限に属させられた事項及び前条に規定する事項を処理するほか、子育て支援・少子化対策（山形県子育て基本条例第2条に規定する子育て支援・少子化対策をいう。）に関する施策に関し必要な事項を調査審議する。

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、子育て推進部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（山形県子育て基本条例の一部改正）

2 山形県子育て基本条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者」を「子育てするなら山形県推進協議会」に改める。

附 則（平成26年10月10日条例第87号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

子育てするなら山形県推進協議会委員名簿

【任期：平成30年1月1日～令和元年12月31日】

秋葉 典子	山形市立宮浦小学校 校長
石川 雄一	山形県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 会長
井上 恭子	公募委員
井上 達也	山形県青少年育成県民会議 常任理事
大風 亨	株式会社大風印刷 代表取締役社長
岡崎 恵子	山形県保育協議会 副会長
岡村 美由紀	山形県学童保育連絡協議会 事務局次長
小川 修平	日本労働組合総連合会山形県連合会 副事務局長
片桐 晃子	NPO法人にこっと 理事長
川又 英子	山形県ひとり親家庭応援センター相談員
國方 敬司	山形大学 名誉教授
児玉 昭平	公益社団法人山形県私立幼稚園・認定子ども園協会 会長
高橋 未樹	南陽市保育園保護者会連絡協議会 委員
高見 佳澄	山形県PTA連合会 母親委員長
土田 正剛	東根市長
槌谷 由美子	保健医療大学看護学科 講師
土谷 理恵子	公募委員
永盛 善博	東北文教大学 准教授
原田 俊二	山形県町村会（川西町長）
樋口 愛子	クローバーの会@やまがた 代表
松本 邦彦	山形大学人文社会科学部 教授
三浦 明弓	庄内恋愛教習所 所長

（計22名）

※五十音順、敬称略

【任期：令和2年1月1日～令和3年12月31日】

秋葉 典子	山形市立宮浦小学校 校長
石川 雄一	山形県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 会長
井上 達也	山形県青少年育成県民会議 常任理事
岡崎 恵子	山形県保育協議会 副会長
岡村 美由紀	山形県学童保育連絡協議会 事務局次長
片桐 晃子	NPO法人にこっと 理事長
川又 英子	山形県ひとり親家庭応援センター相談員
國方 敬司	山形大学 名誉教授
児玉 昭平	公益社団法人山形県私立幼稚園・認定子ども園協会 会長
齋藤 洋次	日本労働組合総連合会山形県連合会 副会長
佐藤 航	公募委員
高橋 未樹	南陽市保育園保護者会連絡協議会 委員
高見 佳澄	山形県PTA連合会 母親委員長
滝口 陽子	公募委員
土田 正剛	東根市長
槌谷 由美子	保健医療大学看護学科 講師
中村 妙子	株式会社萬屋薬局 代表取締役
永盛 善博	東北文教大学 准教授
原田 俊二	山形県町村会（川西町長）
樋口 愛子	クローバーの会@やまがた 代表
松本 邦彦	山形大学人文社会科学部 教授
三浦 明弓	庄内恋愛教習所 所長

（計22名）

※五十音順、敬称略

「子育てするなら山形県」推進本部設置要綱

(目的)

第1条 次代の山形県を担う子どもを健やかに育成するとともに育成しようとする家庭を社会全体で支援する環境づくりを総合的かつ効果的に推進するため、「子育てするなら山形県」推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次代を担う子どもの育成支援の総合的な指針及び行動計画の策定並びに推進に関すること。
- (2) 次代を担う子どもの育成支援の企画調整及び実施に関すること。
- (3) その他次代を担う子どもの育成支援の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には知事、副本部長には副知事を充てる。
- 3 本部長は、会務を総括し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、議長を務める。

- 2 本部長は、必要と認めた場合は、第3条に定める者以外の者を本部会議に出席させることができる。

(プロジェクトチーム)

第5条 推進本部のもとに次代を担う子どもの育成支援のための個別の計画を推進するプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームの運営等については、別に定める。

(幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に別表第2に掲げる職にある者をもって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、子育て推進部次長をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長は議長を務める。
- 4 幹事長は、必要と認めた場合は、第1項に定める者以外の者を幹事会に出席させることができる。

(検討部会)

第7条 次代を担う子どもの育成支援の推進事案を検討するため、幹事会のもとに検討部会を置く。

- 2 検討部会の運営等については、別に定める。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、子育て推進部子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 本部構成員

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長 総務部長 企画振興部長 防災くらし安心部長 環境エネルギー部長 子育て推進部長 健康福祉部長 医療統括監 商工労働部長 観光文化スポーツ部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 村山総合支庁長 最上総合支庁長 置賜総合支庁長 庄内総合支庁長

別表第2（第6条関係） 幹事会構成員（22課）

幹事長	子育て推進部	子育て推進部次長
幹事	総務部	人事課長
	企画振興部	企画調整課長
	防災くらし安心部	防災危機管理課長
	環境エネルギー部	環境企画課長
	子育て推進部	子育て支援課長 子ども家庭課長 若者活躍・男女共同参画課長
	健康福祉部	健康福祉企画課長
	商工労働部	産業政策課長
	観光文化スポーツ部	観光立県推進課長
	農林水産部	農政企画課長
	県土整備部	管理課長
	会計局	会計課長
	企業局	総務企画課長
	病院事業局	県立病院課長
	教育庁	総務課長
警察本部	生活安全企画課長 交通企画課長	
総合支庁	村山総合支庁子ども家庭支援課長 最上総合支庁子ども家庭支援課長 置賜総合支庁子ども家庭支援課長 庄内総合支庁子ども家庭支援課長	